

松田町録画機能付きドアホン購入費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、高齢者を狙った詐欺や悪質な訪問販売等の犯罪被害を抑止するため、録画機能を有するドアホン（以下「ドアホン」という。）の設置を促進し、松田町録画機能付きドアホン購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、松田町補助金等交付規則（平成13年松田町規則第12号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱におけるドアホンとは、室内から玄関の来訪者を確認することができるモニター機能及びモニター映像の録画機能を備えたものをいう。

（補助対象のドアホン）

第3条 補助金の対象となるドアホンは、次に掲げる要件を満たすものとする。

（1） 購入した日が令和7年4月1日以降であること。

（2） 第2条に定めるドアホンであること。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、前条に規定するドアホンを購入した者であって、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（1） 本町の住民基本台帳に登録されており、申請時において自己又は同居親族が65歳以上の者であること。

（2） 自己又は同居親族が町内に居住している住宅にドアホンを設置する者

（3） 町税等を滞納していない者

（4） 松田町暴力団排除条例（平成23年松田町条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、第3条に規定するドアホンの購入費用とする。ただし、次の各号に掲げる経費については、交付の対象としない。

- (1) 修理及び点検等に係る経費
- (2) 消耗品の交換等に係る経費
- (3) 電力の受給その他ドアホンの機能を維持するための経費
- (4) ドアホンの設置に係る経費
- (5) ドアホンの配送に係る経費
- (6) その他町長が不相当として認める経費

(補助金の交付)

第6条 町長は、予算の範囲内において、前条の規定する補助の対象となる経費について、対象者に補助金を交付する。

2 補助金の交付を受けることができる回数は、1世帯において1回とする。

(補助金の額)

第7条 前条第1項の規定により交付する補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、5,000円を上限とする。

2 前項の規定する補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、購入した日の属する年度の3月31日までに松田町録画機能付きドアホン購入費補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、町長へ提出しなければならない。

- (1) ドアホンの購入に係る領収書の原本又は写し
- (2) 第2条に規定する機能が確認できる取扱説明書の写

し

(3) ドアホンの設置前及び設置後の写真

(4) その他町長が必要と認めるもの

(交付の決定及び通知)

第 9 条 町長は、前条の申請があったときは、速やかに申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、松田町録画機能付きドアホン購入費補助金交付（不交付）決定通知書（第 2 号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 町長は、第 1 項の規定により補助金の交付の決定を行う場合において、必要があると認めるときは、申請者に条件を付することができる。

4 本補助金は、交付申請の時期が事業完了後となるため、規則第 17 条の規定により、実績報告及び補助金の額の確定の手続きを省略する。

(補助金の請求及び交付)

第 10 条 前条に規定する交付決定の通知書を受けた申請者は、松田町録画機能付きドアホン購入費補助金請求書（第 3 号様式）により、速やかに町長に補助金を請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による補助金の請求があったときは、速やかに当該申請者に補助金を交付するものとする。

(状況等の調査)

第 11 条 町長は、必要と認めるときは、補助金の交付を受けた者に対しドアホンの利用状況について調査することができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 12 条 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合は、町長は、松田町録画機能付きドアホン購入費補助金交付決定取消通知及び補助金返還命令書（第 4 号様式）によ

り、当該交付決定を取り消し、当該交付を受けた者から、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。